



地域新聞

野田版

2010年4月9日号

Vol.144

【発行】株式会社地域新聞社 東葛支社

〒277-0014 千葉県柏市東3-2-52

TEL.04-7160-2022 / FAX.04-7160-2030

毎週木・金曜日配布 購読料無料
手配り

<http://www.chiikinews.co.jp>

4/9

今日は何の日?



■大仏の日

752(天平勝宝4年)のこの日、奈良・東大寺の大仏開眼供養が行われました。聖武天皇の詔により当時の技術の粋を集めて鑄造されたもので、天然痘の大流行や干ばつ飢饉、政変などの社会不安を取り除き、国を安定させたいという思いから造立されたといわれています。今年は平城京に遷都されて1300年。奈良ではさまざまなイベントも開催されているようです。遠い昔に思いをさせてみては。

遺言書を作成しよう まず自筆で書いてみよう 相続を「争族」としないために



遺産相続をめぐる親族の争い（争族）が増えている。遺言のない相続がその原因で、二気なうちに遺言書を作っておくことが大切だ。

NPO法人老いじたくあんしんねっと（伊藤弘之理事長）は三月十三日、野田中央公民館でセミナーを開催、社会福祉士小川晴雄氏が遺言書の作り方について話した。

「有効・適切な遺言があれば、争族は未然に防げる」として、小川氏は遺言書の重要性を指摘する。遺言書がないと親族で遺産分割協議となり、もめると家庭裁

判所で調停や審判という裁判にたくなる。自筆か公正証書の遺言書があれば、遺産の名義変更手続きまでずんなりいく。ただし、借金など負債の調査も不可欠だ。

法定相続人のうち故人の配偶者は常に相続人である。子どもの相続順位は一位。故人の両親が二位、故人の兄弟姉妹が三位である。法定相続分は配偶者と子にそれぞれ二分の一

など民法九〇〇条で定められている。子のない妻や本人を献身的に看護した嫁、行方不明の相続人、先妻と後妻の子どもがいるなどのケースは遺言書が特

に望まれる。遺言書を書く準備をまず始める。財産目録、相続税はかかるのか、公平な立場でどの財産を誰に相続させるか、祭祀承継（墓の管理等）や遺言の執行者を決める。予備的遺言として、相続人が自分より先に亡くなった場合の次の相続人名を書くと同時に遺族に感謝の心となぜこの内容の遺言になったのか、自分の気持ちを一付言事項」として明記する。

さて作成段階。不動産は土地・建物の所在地、地番、家屋番号等を登記簿通りに書く。預貯金や有価証券はその会社名、支店名を。財産だけでなく借金も明記する。

「遺言書は正常な判断力があるうちに作成しておくことが望ましい。毎年正月に書き換える人もいる。遺産は少なければ少ないほどもめるものです」と小川氏は指摘した。（我）



小川晴雄氏

「自筆証書遺言」の場合

※問い合わせ
04(7169)4165
NPO法人老いじたくあんしんねっと